

# 鳥インフルエンザに関する注意喚起

## ～ 町 民 の 皆 様 へ ～

国内で高病原性鳥インフルエンザウィルスの発生が頻発しております。

**野鳥が死んでいたり弱っているのを見つけたら、素手で触ろうとせず、役場までご連絡ください。**

※基本的に鳥インフルエンザウィルスは人には感染しませんが、野鳥は様々な雑菌をもっていますので、鳥の排泄物等に触れた後には、必ず「手洗い」「うがい」をしてください。

【連絡先】

長沼町産業振興課農政係

TEL : 0123-88-2111 (内線314・316)



## ～家きんを飼養されている皆様へ～

国内で高病原性鳥インフルエンザウィルスの発生が頻発しております。

ウイルスは野鳥やその糞に触れた野生動物、人の靴、水等を介し飼育舎に入り込みます。飼育している家きんへの感染を防ぐため、以下のことを実施しましょう。

- 1 網を張るなどし、鳥小屋の中に野鳥やねずみなどが入らないようにしましょう。
- 2 エサを撒いたりエサの残った容器を野外に放置すると野鳥が集まるので、野鳥が鳥小屋の周りに集まらないようにしましょう。
- 3 野鳥が集まって生息している場所には行かないようにしましょう。
- 4 他の家きん飼養農場へは、立入らないようにしましょう。
- 5 異常を発見した場合は、速やかに獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。



【連絡先】

北海道空知家畜保健衛生所 TEL : 0126-22-4212

北海道空知総合振興局 TEL : (代表) 0126-20-0200

※鶏肉や卵を食べることで高病原性インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

鳥インフルエンザに関する最新情報は、農林水産省 HP (下記 URL) よりご確認ください。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>